名古屋市緑化地域制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)、緑のまちづくり条例(平成17年名古屋市条例第39号。以下「条例」という。)及び名古屋市緑化地域制度実施要綱(平成22年3月施行。以下「要綱」という。)に基づく緑化地域制度の実施に際し、運用上必要な細目を定めることを目的とする。

(適用除外対象物件)

- 第2条 要綱第4条第2項第2号にいう建築用途のうち「学校等」とは、 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校 及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設等をいう。
- 2 要綱第4条第2項第2号にいう除外物件(以下「除外物件」という。) のうち「グラウンド」とは、学校教育法による運動場(建築物であるものは除く。)及び児童福祉法による屋外遊戯場等をいう。
- 3 除外物件のうち「屋外プール」とは、屋外プール本体及びプールサイドをいう。
- 4 除外物件のうち「高圧ガス保安法に規定する高圧ガス製造所など」とは、高圧ガス保安法第2条第1項に規定する高圧ガスの製造設備及び貯蔵設備等をいう。
- 5 除外物件のうち「ガス事業法に規定するガス工作物など」とは、ガス 事業法第2条第13項に規定するガス工作物等をいう。
- 6 除外物件のうち「消防法や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正 化に関する法律施行規則に規定する危険物貯蔵所など」とは、次の各号 のいずれかをいう。
- (1)消防法第10条に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所(危険物の規制に関する政令の規定によりこれらの周囲に空地を保有する場合は当該空地を含む)
- (2) 名古屋市火災予防条例第38条第2項に規定する少量危険物取扱 所のうち屋外にあるもの(同条例第40条の3第2項の規定により 周囲に空地を保有する場合は当該空地を含む)
- (3) 同条例第42条第1項に規定する指定数量以上の可燃性液体類等を 貯蔵し又は取り扱う屋外の施設(同条第2項の規定により周囲に空 地を保有する場合は当該空地を含む)
- (4) 同条例第43条第2項に規定する合成樹脂類を貯蔵し又は取り扱う

屋外の施設 (同項の規定により周囲に空地を保有する場合は当該空地を含む)

- (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条 第4項に規定する供給設備のうち、液化石油ガスの保安の確保 および取引の適正化に関する法律施行規則に定める技術上の基 準に適合する貯蔵設備(同規則の規定により火気をさえぎる措 置を講じる距離を有する場合はその距離を幅とする空地を含む)
- (6) 同法第3条第2項第3号に規定する貯蔵施設(同規則第16条の規定により火気又は引火性若しくは発火性の物を置かない距離を有する場合はその距離を幅とする空地を含む
- 7 除外物件のうち「港湾法に規定する外郭施設」とは、港湾法第2条第 5項第2号に規定する外郭施設をいう。
- 8 除外物件のうち「鉄道事業法に規定する軌道など」とは、鉄道事業法 第8条第1項に規定する鉄道施設(建築物であるものを除く。)をいう。
- 9 除外物件のうち「軌道法に規定する軌道など」とは、軌道法に規定する軌道(建築物であるものを除く。)などをいう。
- 10 除外物件のうち「道路法に規定する一般交通の用に供する道や道路 付属物など」とは、道路法第2条第1項に規定する道路又は第2項に規 定する道路の附属物(道路区域外のものを除く。)などをいう。
- 11 除外物件のうち「自動車運送事業の営業所・転回所における車路及び駐車場(大型車が利用するものに限る)」とは、貨物自動車運送事業法(平成元年 12 月 19 日法律第 83 号)第 2 条に規定される一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業並びに道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条に規定される一般旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業に使用される営業所・転回所を対象とし、道路交通法施行規則(昭和 35 年 12 月 3 日総理府令第 60 号)第 2 条に規定される大型自動車が利用するものをいう。
- 12 要綱第4条第2項にいう「工場立地法の対象となる工場」とは、工場立地法第6条第1項に規定する特定工場をいう。

(緑化施設)

- 第3条 要綱第2条第2項第1号の部分の樹木は中高木以下に限る。
- 2 要綱第12条第1項にいう「植物が生育するための必要な資材」には、 その資材に適した植物の組み合わせとして、別表の植物を使用する。た だし、資材については、原則金属製のものを用いることとする。

(別表)

(7)12()	
補助資材型式	資材に適した植物
格子状資材	巻きひげ型(トケイソウ、ニンニクカズラ、ビ
(金網)	グノニア (ツリガネカズラ) など)、巻きつる型
	(アケビ、カロライナジャスミン、スイカズ
	ラ、ツキヌキニンドウ、テイカカズラ、ナツユ
	キカズラ、ハゴロモジャスミン、ビナンカズ
	ラ、ムベ など)、巻き葉柄型
	(クレマチス類 など)
	※巻つる型は、線的資材(ワイヤー、金属棒)
	の使用も可
面的資材	付着根型(アメリカツルマサキ、オオイタビ、
(ヤシがらマット、	キヅタ、テイカカズラ、ヘデラ・ヘリックス、
不織布)	ヘデラ・カナリエンシス、ナツヅタなど)、付着
	盤型(ビグノニア、ナツヅタなど)
植栽基盤型	植物の制限なし
(ポット差し込み、	ただし、通年緑化をしていること
プランター)	

(雑則)

第4条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。